

(図表14) 設例5を例示されている指標に照らした分析

指標	分析	評価
契約履行の主たる責任	コンサルティングサービスに関して、顧客からのクレーム対応で、時折J社が顧客を支援することはあるが、K社が、必要に応じて返金または再履行など顧客の要求を満たす責任を負っている。また、コンサルティングサービスの超過から生じる損失は、全額K社が負担する。	J社は、コンサルティングサービスを提供するという約束の履行に主たる責任を有していない。
在庫リスク	J社は、顧客との契約を獲得する前にK社からコンサルティングサービスを得ることを約束していないため、在庫リスクは有していない。	J社はコンサルティングサービスについて在庫リスクを有していない。
価格設定における裁量権	K社が、顧客とコンサルティングサービスの価格を設定している。	J社は価格設定における裁量権を有していない。

に追加で考慮すべき事項はなく、これらの分析を総合的に勘案した結果、K社は、自らの履行義務はK社によってコンサルティングサービスが提供されるように手配することであると考えられるため、当該コンサルティングサービスの提供について

て、J社はK社を指図しておらず、支配していないものと考えられる。したがって、J社はK社の代理人

に該当するため、J社は、K社が提供するサービスと交換に受け取る額からK社に支払う額を控除した純額

(すなわち、10%の手数料)を収益として認識することとなる。

## 第4章

# 配送サービス、第三者のために回収する金額 その他の実務上留意すべき ポイント

### 【この章のエッセンス】

●企業が配送サービスを提供する「配送サービス」部分について、原則的な取扱いによった場合には、本人と代理人の区分判定の検討が必要となる可能性があるが、「代

替的な取扱い」を適用する場合は、そのような検討は不要である。  
●売上回収代金に含まれる消費税等は、取引価格に含まれない。

より検討する。

## 配送サービスの 識別の考え方

### (1) 原則的な取扱い

契約において、顧客に約束した複数の特定の財またはサービスが含まれている場合には、そのそれぞれについて、本人と代理人の区分の判定を行う必要がある(適用指針41項)。

顧客に商品または製品を販売する契約において、当該商品等を顧客の指定した場所まで配送するサービスが含まれる場合、当該サービスが契約に明示されていない場合であっても、区分して識別可能な履行義務と

## 配送サービス

従来は、企業が財の販売と組み合わせ提供して提供している配送サービスについて、追加的なサービスとして、財の販売と区別して会計処理することは多くなかったものと考えられる。しかしながら、新収益認識基準においては、当該配送サービスについては、顧客に約束したサービスとして、区別して会計処理することが求められ

る可能性がある。また、実務においては、当該配送サービスを企業自身提供するのではなく、独立の第三者に依頼する場合もあり、この場合には、本人と代理人の区分の判定が必要となる。

そこで、以下では、配送サービスの識別と本人と代理人の区分判定の考え方を確認し、ケーススタディに